

「都心エネルギーアクションプラン策定支援及び主要プロジェクト検討業務」 に係る提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「都心エネルギーアクションプラン策定支援及び主要プロジェクト検討業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務名

都心エネルギーアクションプラン策定支援及び主要プロジェクト検討業務

2 背景及び目的

都心エネルギー施策については、平成 25 年度に都心のエネルギー需給状況の基礎調査、平成 26 年度に目標値や将来像の設定とその実現手法についての検討を行い、これらの検討結果を踏まえ、27 年度に「都心エネルギー施策（中間素案）」として取りまとめを行った。その後は、有識者やエネルギー事業者等の各関係主体が参加する「都心エネルギープラン検討会議（以下、『検討会議』という。）」を開催し、都心部の低炭素化と持続的発展を支える環境エネルギー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となる「都心エネルギーマスタープラン（以下、『マスタープラン』という。）」、マスタープランの実現に向けた概ね 10 年間の中期的な実施計画となる「都心エネルギーアクションプラン（以下、『アクションプラン』）」の策定に向けた議論を進めてきた。

マスタープランについては、検討会議において課題の認識や共有、目標や方向性に関する議論を行ったうえで 28 年度末に素案として取りまとめを行い、今後、庁内協議やパブリックコメント等の手続きを経て策定される予定である。

また、このマスタープランの目標や「低炭素」、「強靱」、「快適・健康」の 3 つの基本方針の実現に向けて策定するアクションプランの具体的な取組としては、28 年度の検討会議において 6 つの主要なプロジェクトが設定されたところである。今年度は、これらのプロジェクトについて予備的な検討を行ったうえで、検討会議や専門部会において事業の実施に向けた具体的な協議を行い、アクションプラン(素案)として整理する。

本業務は、アクションプランの策定に向けた上記の検討や検討会議の運営等を行うことを目的に実施するものである。

3 業務概要

(1) 主要プロジェクトの検討業務

マスタープランの目標や基本方針の実現に向けた以下の6つのプロジェクトについて、制度化や事業化に向けた予備的な検討を行う。

ア 基本条例（骨子案）の検討

マスタープランの将来像、その目標や理念をプランに関わる全ての関係主体が共有し、連携しながら継続的に取組を進めるための条例について検討する。

イ 誘導推進制度（骨子案）の検討

建物の建替更新や大規模改修等に合わせて省エネビル化を誘導し、低炭素で持続可能なまちづくりを推進するための誘導推進制度（事前協議制度、認証制度、インセンティブ、支援策等）について検討する。

ウ コージェネ・熱導管ネットワーク幹線整備事業の検討

開発動向等を踏まえ、今後約10年間で整備すべきコージェネを導入したエネルギープラントの配置や規模、冷水・温水の熱導管ネットワークの展開エリアを想定し、その事業性と関係主体の費用負担や役割分担について検討する。

エ 地域新電力事業の検討

コージェネや再生可能エネルギーなどの低炭素な電力を都心部の建物に供給するための地域新電力事業のスキームと事業性、低炭素で持続可能なまちづくりに貢献する方法について検討する。

オ 札幌版スマートシティの検討

先進的な技術を活用した建物の省エネ化やエネルギー・ICT基盤の整備などを通じ、それらを活用した新たな価値やサービスの創出に向け、札幌都心が目指すべきスマートシティ形成の方向性と実現ステップについて検討する。

カ プランマネジメント、発信・交流事業の検討

アクションプランの各種取組の評価・管理手法、マスタープランの国内外へのPR、市民や民間事業者等への認知度の向上や参画の促進に向けた取組について検討する。

(2) アクションプランの策定支援業務

マスタープランの内容及び上記検討内容を踏まえて、アクションプラン（検討会議素案）として整理する。

(3) 都心エネルギープラン検討会議の運営支援業務

有識者、エネルギー事業者、ビル事業者の代表等から構成される「都心エネルギープラン検討会議」の企画・運営・議事録作成等を行う（2回程度の開催を想定）。

(4) 都心エネルギープラン検討会議専門部会の運営支援業務

アクションプランの策定に向けて、特に重点的な検討が必要なテーマについて議論を行う「誘導制度検討部会」、「面的利用検討部会」、「地域新電力検討部会」、「地域イノベーション検討部会」の企画・運営・議事録作成等を行う（各部会で3回程度の開催を想定）。

(5) 低炭素で持続可能なまちづくりフォーラムの運営支援業務

平成 29 年度に策定される予定の都心エネルギーマスタープランの内容の周知及び市民意見の聴取を目的としたフォーラムの企画・運営・アンケート調査・記録の作成等（フォーラムは 300 人規模を想定）。

(6) 報告書の作成

業務成果を報告書（本書、概要版）にまとめる。

4 業務規模

5,980 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 23 日（金）まで

6 成果品

(1) 報告書

ア A 4 判製本（図面等 A 3 判） 10 部（可能な限り古紙再生率 100%とする。）

イ A 4 判概要版 10 部（可能な限り古紙再生率 100%とする。）

ウ 電子データ 一式

- (2) そのほか関連説明資料等 一式

7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

8 企画提案を求める項目

- (1) 都心エネルギーアクションプランの構成について

都心エネルギーアクションプランは、マスタープランで示す理念や目標の実現に向けた今後 10 年程度の中期的な実施計画である。その最初となる第 1 次アクションプランとして取り入れるべき視点や構成について提案すること。

- (2) 誘導推進制度（骨子案）について

実効性の高い誘導推進制度とするうえでは、札幌都心の実情に則し、また、ビル事業者やエネルギー事業者等の関係者から理解を得られるものとするのが重要となる。そのような制度の内容、検討会議や専門部会における提示方法、協議ステップについて提案すること。

(3) プランマネジメント、発信・交流事業について

マスタープラン、アクションプランに基づき、中長期的に取り組を進め、その効果や実績を示していくうえで効果的な評価・管理手法について、また、両プランの取組を国内外に発信し、多くの人々に共感や参画を促すための手法について提案すること。

(4) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

9 申込方法

(1) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でもチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。チキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送または持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 (5階南側)

(3) 提出期限

平成29年5月22日(月)12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似業務等実績一覧について

まちづくり計画やエネルギー計画など、本業務に活かすことができると考える類似業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(6) 参考資料

ア 平成 28 年度 都心エネルギープラン策定支援業務 報告書

※ 「15 問い合わせ先」において配布

イ 札幌都心エネルギープラン検討会議 資料及び会議記録

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

ウ 都心エネルギー施策（中間素案）

～都心における環境エネルギーに関する取組の基本方針～

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

- エ 都心エネルギー施策中間報告
～『平成25年度都心エネルギー基礎調査』の概要～
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>
- オ 札幌市まちづくり戦略ビジョン
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/>
- カ 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015
<http://www.city.sapporo.jp/chosei/actionplan2015.html>
- キ 第2次札幌市都市計画マスタープラン
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/>
- ク 第2次都心まちづくり計画
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/shintoshinmati-sakutei.html>
- ケ さっぽろ都心まちづくり戦略
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/senryaku.html>
- コ 札幌市エネルギービジョン
<http://www.city.sapporo.jp/energy/vision/>
- サ 札幌市温暖化対策推進計画
<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/newplan/>

10 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「都心エネルギーアクションプラン策定支援及び主要プロジェクト検討業務 質問書」とし、平成29年5月15日（月）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知した方が良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「都心エネルギーアクションプラン策定支援及び主要プロジェクト検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「**12 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

- ア 提出書類による書類審査を行う。
- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査（ヒアリング）

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 平成 29 年 5 月 24 日（水）

イ 最終審査（ヒアリング） 平成 29 年 5 月 29 日（月）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の 6 割を最低基準点と定める。

(2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3) 最終審査においては、一時審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)～(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4) 企画提案への参加者が 1 社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 都心エネルギーアクションプランの構成について ・都心エネルギーアクションプランは、マスタープランで示す理念や目標の実現に向けた今後 10 年程度の中期的な実施計画である。その最初となる第 1 次アクションプランとして取り入れるべき視点や構成について、適切な提案がされているか。	20
(2) 誘導推進制度について ・実効性の高い誘導推進制度とするうえでは、札幌都心の実情に則し、また、ビル事業者やエネルギー事業者等の関係者から理解を得られるものとするのが重要となる。そのような制度の内容、検討会議や専門部会における提示方法、協議ステップについて提案されているか。	20

<p>(3) プランマネジメント、発信・交流事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスタープラン、アクションプランに基づき、中長期的に取組を進め、その効果や実績を示していくうえで効果的な評価・管理手法が示されているか。 ・また、両プランの取組を国内外に発信し、多くの人々に共感や参画を促すための手法について提案されているか。 	20
<p>(4) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	20
<p>(5) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 ・本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 ・業務の目的等を十分に理解した業務体制及び実施方法となっているか。 ・積算書は予算規模の範囲内で提案されているか、また予算の配分が適切か。 ・業務執行スケジュールに無理はないか。 	10
<p>(6) 企画提案書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務全般について実現性がある提案となっているか。また、企画提案書は分かりやすい表現を用い作成されているか。 	10
<p>合計</p>	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。

- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：伊藤、^{はげやま} 檀山 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112